長生村学校給食調理等業務委託

受託者選定プロポーザル実施要領

長生村学校給食調理等業務委託受託者選定プロポーザル実施要領

**１　目的**

自校方式からセンター方式へ移行するなかで、学校給食の質を維持し、より安全でおいしい給食を児童生徒に継続して提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務の効率性を確保する受託事業者を選考することを目的とします。

**２　事業名**　 長生村学校給食調理等業務委託

**３**　**履行期間**　令和７年８月１日から～令和１０年７月３１日

１年目：各学校での調理業務委託

２年目：給食センターでの調理業務委託及び配送業務委託

３年目：給食センターでの調理業務委託及び配送業務委託

**４　業務委託実施所在地**

【**1年目：令和7年8月1日から令和8年7月31日まで**】

　①学校名：長生村立八積小学校

　　住　所：長生郡長生村金田２６６０

　　予定見込児童数２７０名・教職員数２５名

　　予定給食回数　２００回

　②学校名：長生村立高根小学校

　　住　所：長生郡長生村本郷１２９７

　　予定見込児童数２７０名・教職員数２５名

　　予定給食回数　２００回

③学校名：長生村立一松小学校

　　住　所：長生郡長生村一松丁５７３

　　予定見込児童数１７０名・教職員数２０名

　　予定給食回数　２００回

④学校名：長生村立長生中学校

　　住　所：長生郡長生村岩沼１６３４

　　予定見込生徒数４００名・教職員数３０名

　　予定給食回数　２００回

＊小学校３校、中学校１校の４校一括の業務委託とする。

【**２年目・３年目：令和８年８月１日から令和１０年７月３１日まで**】

①施設名：（仮称）長生村学校給食センター

住 所：長生村宮成１５５７番地１外

予定給食回数　２００回

　最大食数　１，０００食

　配送車　　３ｔワイドセミロングトラック２台（長生村が手配）

**５　選定方法**　提案書のプレゼンテーションにより選定する。

**６　参加資格**

①　令和７年６月１日において、長生村入札参加業者資格者名簿の「委託」の役務提供において給食調理等で登録のあること。

②　応募者の会社及び団体の本社または最寄事業所が、緊急時に概ね２時間以内に長

生村役場に訪問できる地域に公募日現在設置されていること。

③　受注実績の有無：令和７年６月１日現在、千葉県隣接都県内において学校給食

調理業務委託（自校給食及び給食センター）を過去１０年間のうち複数自治体（２

つ以上）受託していて、企業又は団体として過去１０年間に食中毒等事故を起こ

していないこと。

④　製造物責任法（平成６年法律第８５号）の規定による損害賠償責任を履行するた

め、生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）に加入している者であること。

⑤　Ｐマーク（プライバシーマーク）等の第３者認証マークを取得し、取得更新実績

が、３回以上あること。

⑥　地方自治法施行令（昭和22年度政令第16号）第167条の4の規定に該当してい

　　ないものであること。

⑦　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２

５号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生又は再生

手続開始決定がなされていること。

⑧　法人税、消費税等を滞納していない者であること。

⑨　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条

に規定する暴力団又は指定暴力団等及びその構成員でないこと。

**７　選定のスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 期間 |
| ホームページ上での公募 | 令和７年６月１６日（月）～７月　４日（金） |
| 質問受付 | 令和７年６月１６日（月）～６月２３日（月）  午後５時まで |
| 参加申込書の提出 | 令和７年６月１６日（月）～７月　４日（金）  午後５時必着 |
| 提案書等の提出 | 令和７年７月　７日（月）～７月１５日（火）  午後５時必着 |
| プレゼンテーション | 令和７年７月２３日（水） |
| 選考結果の通知 | 選考後　５日以内 |

**８　質問・回答**

本プロポーザルに係る質問及び回答方法は次のとおりとする。

（１） 質問の受付

① 提出方法

原則としてＦＡＸまたは電子メールにより文書で行うこと。

様式は様式４とする。

② 受付期間

令和７年６月１６日（月）～６月２３日（月）　午後５時まで

③ 提出先

長生村教育委員会　子ども教育課　 ＦＡＸ：０４７５－３２－１１９４

　　　　　　　　　　　　　　　 Ｅｍａｉｌ：cho-gakko@vill.chosei.lg.jp

（２）回答

　　　回答は電子メールにより行う。なお、質問及び回答の内容は原則として質問者

　　　及びすべての参加者宛てに質問者匿名で通知する。

また、電話及び口頭等の個別の対応はせず、無用な混乱を招くことが危惧される

ときは、質問に回答しないことがある。

**９　参加手続き**

本プロポーザルへの参加手続きは次のとおりとする

（１） 提出書類

提出期間中に下記の①～③の書類を各１部提出すること。

①（様式１）参加申込書

②（様式２）会社概要

③（様式３）業務実績調書

（２） 提出期間

令和７年６月１６日（月）～７月４日（金）　午後５時必着

（土日を除く）

（３）提出方法

長生村教育委員会　子ども教育課に持参または郵送により提出すること。

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷１番地７７

長生村教育委員会　子ども教育課（長生村役場庁舎２階１２番窓口）

（４）承認・不承認等

① 参加資格等を確認後、本プロポーザル参加への承認・不承認の連絡を電子メ

ールにて行う。

② 承認を受けない限り本プロポーザルへの参加はできないものとする。

③ 参加申込書等を提出したにもかかわらず、７月７日（月）正午までに承認・不

承認の連絡がない場合は、７月７日（月）午後５時までに長生村教育委員会子

ども教育課（０４７５－３２－０１１１）へ電話連絡すること。

（５）参加申込者が多数の場合

本プロポーザルへの参加申込者が多数の場合は、（様式３）業務実績調書及び

要領１０に定める提案書・見積書による一次選考を行い、要領１１に定めるプ

レゼンテーションへの参加の承認・不承認を判定することとし、判定に対する

異議には応じない。

**１０　提案書の提出**

本プロポーザルへの参加が承認された後に、次のとおり提案書等を提出すること。

（１）提出書類

|  |  |
| --- | --- |
| ＮＯ | 様式 |
| １ | 企画提案書兼誓約書　　　　　　　　　　　（様式　１） |
| ２ | 見積書　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式　２） |
| ３ | 会社概要（パンフレット等も可とする） |
| ４ | 小・中学校給食受託実績　　　　　　　　　（様式　３） |
| ５ | 学校給食に対する基本的な考え方　　　　　（様式　４） |
| ６ | 教育・地域への貢献に関する考え方　　　　（様式　５） |
| ７ | 安全衛生管理に関する考え方　　　　　　　（様式　６） |
| ８ | 食物アレルギーに対する考え方　　　　　　（様式　７） |
| ９ | 調理業務運営体制に関する考え方　　　　　（様式　８） |
| １０ | 調理従事者の教育に関する考え方　　　　　（様式　９） |
| １１ | 個人情報保護体制　　　　　　　　　　　　（様式１０） |

（２）提出期間　　令和７年７月７日（月）～７月１５日（火）午後５時必着

（３） 提出方法

長生村教育委員会　学校教育課宛に持参または郵送により提出すること。

〒299-4394 千葉県長生郡長生村本郷１ 番地７７

長生村教育委員会　子ども教育課（長生村役場庁舎２階１２番窓口）

（４）提出書等作成にあたっての注意事項

① 提案書は、ＮＯ．１～１１（正本１部・副本　６部）をＡ４サイズに綴じ込み

　提出してください。

② 基本的な考え方、提案の特徴、アピールしたい点を文章、写真、イラスト、イ

メージ図などを使って分かり易く説明すること。

③ 見積書は、明細書も添付すること。

**１１　選考**

受託者の選考は次のとおり行うものとする。

（１） 選考方法

① プレゼンテーションによる選考

② 発表時間等は１事業者につき２５分程度（１事業者につき１５分間のプレゼン

テーションの後、選定委員の質疑を１０分間程度行う。）

（２）プレゼンテーションの実施日時

令和７年７月２３日（水）予定（時間・会場の詳細は参加者へ個別に連絡する）

（３）プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションはパワーポイントにより行うこととする。

（４）必要な機材等

プロジェクタ及びスクリーンは村で用意する。パソコンなどは各自で用意する

こと。

（５）審査

選定委員にて、要領１２に示す項目により審査を行う。

（６）優先交渉権の決定

村は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。 なお、選定

委員会の審査結果において、評価点の高い者（同点数）が２以上であった場合は、

当該者にくじを引かせて優先交渉権者を決定する。

（７）結果通知

選考結果はプレゼンテーション実施後５日以内に文書等で参加者すべてに通知

し、選考に対する異議には応じない。

（８）優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者から順に契約

　　　交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。

**１２　選考基準**

（１）受託体制の状況等

　　　緊急時に概ね２時間以内に本社または事業所等の管理責任者が、村教育委員会

に来訪できる人的動的体制があること。

（２）信用の状況等

　　　経営が安定していること。学校給食に深い理解を有し、他団体等における学校

　　　給食業務又はこれに準ずる集団給食受託の実績が良好であること。

（３）安全衛生管理

　　　学校給食法第９条第１項に基づく学校給食衛生管理基準に精通し、かつ学校給

　　　食に関する安全衛生管理について十分な能力を有していること。衛生教育・安全教育・調理技術について調理業務従事者に対する研修体制が確保されていること。

（４）業務遂行能力

　　 仕様書に基づく業務を継続して安定的に履行する能力を有していること。業務履

　　 行にあたり学校給食業務経験者、業務責任者等を配置できること。

（５）既に長生村立学校調理場に従事している者の雇入れ、また新規に雇用する場合は、

長生村内の雇用創出に配慮していること。

**１３　提案に関する留意事項**

（１）応募費用の負担 　応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

（２）使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成４年法律第51号）

に定めるものとし、通貨単位は円とすることとする。

（３）著作権

事業者から要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者

に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、村に帰属する。

（４）提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却をしない。

（５）資料の取扱い

村が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

また、この検討の範囲内であっても、村の了承を得ることなく、第三者に対して

これを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

（６）提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア企画提案書兼誓約書の提出時から受託事業者決定までの期間に、事業者が不渡手

形又は不渡小切手を出した場合

イ 一の応募事業者が複数の提案を行った場合

ウ 同一事項に対し、２以上の書類が提出された場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 著しく信義に反する行為があった場合

**１４　その他**

（１）本業者選定の参加に係る費用は、参加者負担とし、長生村はその一切を負担し

ない。

（２）この業務は令和７年度予算で委託するものであることから、受託可能業者の選

定までを行うこととなります。なお、本業務の契約相手は、選定された業者によ

る見積合わせによるものとする。

（３）本業務委託に係る予算などについて議決を経るまでの間に契約を締結する事が

著しく不適当と認められる事情が生じたとき、議会の議決を得られなかった場

合及び否決された場合は、契約を締結しない場合があります。またその場合、

長生村はそれに伴って生じる費用を一切補償しない。